# 滋賀県が進める「流域治水」

竜王町弓削地区説明会 (平成25年11月30日) 滋賀県流域治水政策室

~地域性を考慮した総合的な治水対策の展開~

目的

- ① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先)
- ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける

手段

川の中の対策(堤外地対策)だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策 (堤内地での対策)を総合的に実施する。

河道内で洪水を安全に流下させる対策 (これまでの対策)

ながす

河道掘削、堤防整備、 治水ダム建設など



流域貯留対策 (河川への流入量を減らす)

ためる

調整池、森林土壌、水田、ため池グラウンドでの雨水貯留など

氾濫原減災対策 (氾濫流を制御・誘導する)

とどめる

輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、 土地利用規制、耐水化建築など

地域防災力向上対策

そなえる

水害履歴の調査・公表、防災教育 防災訓練、防災情報の発信など

### 滋賀県流域治水の推進に関する条例案の概要

◎前文 ・条例制定の背景 ・流域治水を推進する意義・条例を制定する目的

◎目的 ・流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財 産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する

### ◎総則

- •用語の定義
- •基本理念
- ·県、県民、事業者の青務

実現

### 基礎資料

### ◎想定浸水深の設定等

・県:流域治水に関する施策の基礎資料として、想定浸水深(地先の安全度 マップ)を設定

おおむね5年ごとに設定・公表

### ためる

### ◎河川における氾濫防止対策

・知事:管理する河川の整備を行う。 河道の拡幅等を計画的・効果的に推進 流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等 当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化

### ◎集水地域における雨水貯留浸透対策

- ・森林および農地の所有者等:森林および農地の適正な保全に よる雨水貯留浸透機能の発揮
- •公園、運動場、建築物等の所有者等:雨水貯留浸透機能の確 保

### ◎氾濫原における建築物の建築の制限等

- ・浸水危険区域における建築規制 区域の指定(200年確率降雨で浸水深約3m以上の区域) 建築の制限、許可の基準、建築物の調査、立入検査
- •10年確率降雨で浸水深50cm以上の区域は市街化区域へ新た に編入しない(対策が講じられる場合を除く)
- ・盛土構造物の設置等の際の配慮義務

〇雑則

### ◎浸水に備えるための対策

- ・県:避難に必要な情報の伝達体制を整備・市町への支援
- ・県民:日常生活で備えるとともに、非常時には的確に避難
- ・宅地建物取引業者:宅地等の売買等に情報提供
- ・水害に強い地域づくり協議会を組織し、必要な取組を検討

### とどめる

- ・財政上の措置
- ・市町条例との関係

### (周間(

・建築規制に関する規定に違反した者への罰則および過料

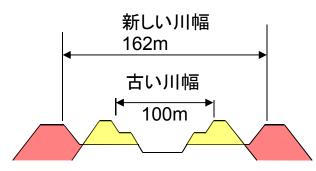
# ながす

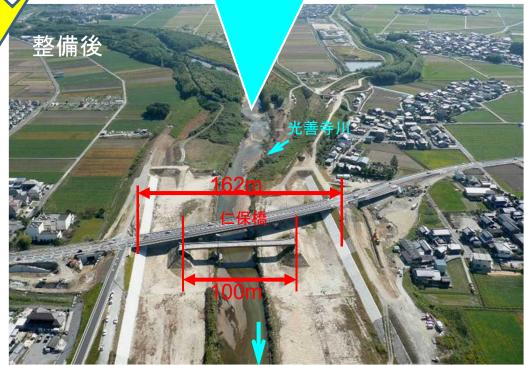
## 日野川河川改修の状況



- 現在、光善寺川合流点上 流付近まで実施済
- 鋭意、上流に向けて事業進捗中

### 【仁保橋付近の断面図】





# 丘文化公園 祖父川堤防補強検討区間

# ながす

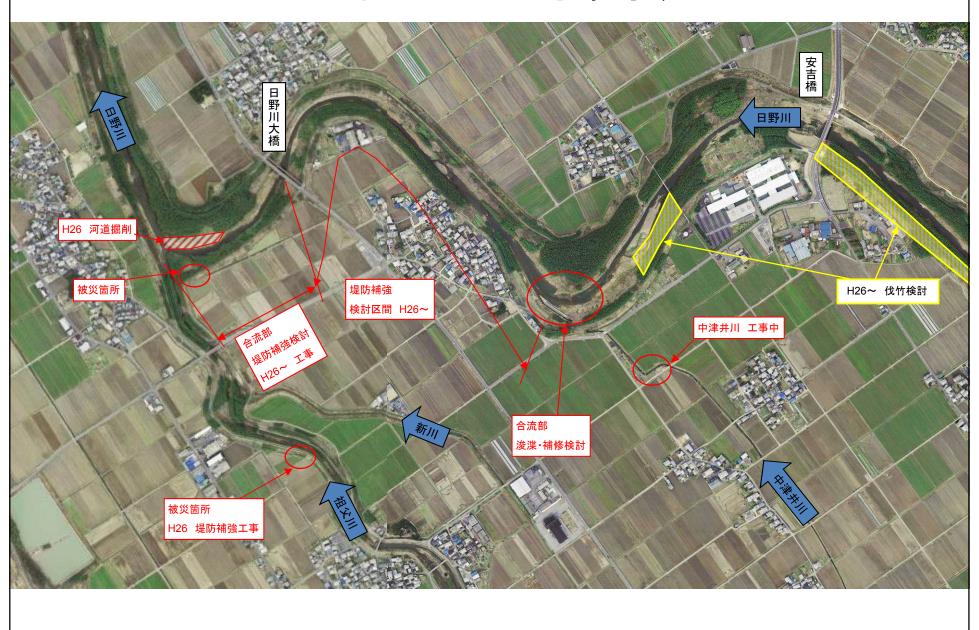
竜王町 対策位置

### 凡例

- 補助災害復旧
- ▲ 単独応急復旧済
- 単独復旧予定
- □ 堤防補強工事

# ながす

# 弓削地区の対策予定



# 日野川(祖父川合流付近) 台風18号被災箇所



# 日野川(祖父川合流付近) 台風18号被災箇所(復旧後)



# 日野川(祖父川合流付近) 土砂堆積箇所







# 「ながす」対策と流域治水の目標

- •「ながす」対策の当面目標 =全国標準
  - 小河川 10年確率 (時間雨量50mm)の洪水
  - 大河川(日野川) 戦後最大洪水(おおむね<u>30年</u> 確率程度)

を川の中に閉じこめる。

- 流域治水の目標
  - どのような洪水にあっても →200年確率と設定
  - ①人命が失われることを避け(最優先)
  - ②生活再建が困難となる被害を避ける

# 「地先の安全度」に関する情報

~"床上浸水(50cm以上の浸水)"年発生確率図~



滋賀県流域治水基本方針(平成24年3月策定)から抜粋

10.0%~50.0%以下(202年に一度)

■ ◎3.4%~10.0%以下(◎10年に一度)

◎2.0%~◎3.4%以下(◎30年に一度)

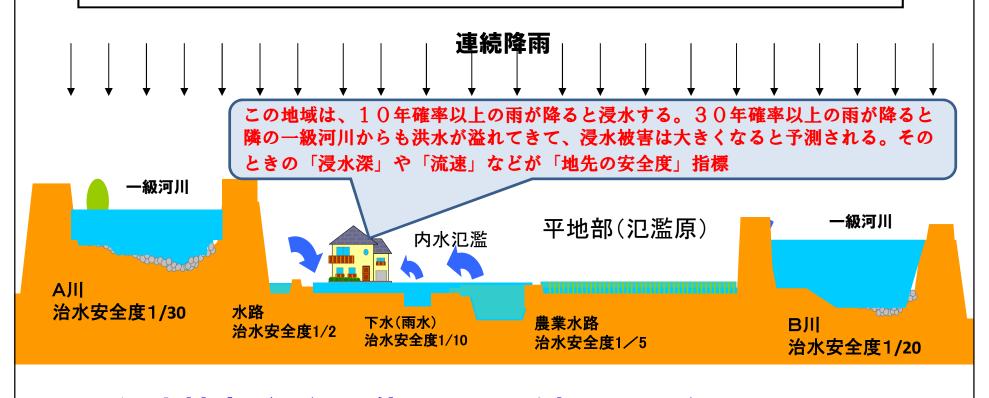
◎1.0%~◎2.0%以下(◎50年に一度)

◎0.5%~◎1.0%以下(100年に一度)

(00.5%以下()1.000% (200年に一度)

### 流域治水の基礎情報「地先の安全度」

大河川だけではなく、身近な水路のはん濫なども考慮した浸水想定マップ



- ー浸水被害が予測可能となり、回避をはかる必要あり
- -川の中の対策に加えて、川の外の対策も!

### ためる

### 雨水貯留浸透対策を進めます

### ◇雨水貯留対策

公園、学校、市役所、体育館等の公共・公益施設用地に貯留するケースで、貯留箇所を低く掘り下げて水を溜める掘込み式、貯留箇所の周囲に堤防をつくって水を溜める築堤式、地下にコンクリート等の貯水槽を設置して水を溜める地下式、建物を高床にして、その下に水を溜めるビロティー式等の方法があります。



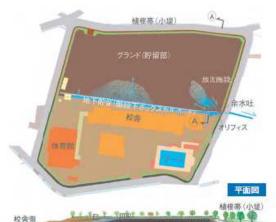
2



校庭貯留のようす

写真左: 平常時 写真右: 貯留時

□ グランドに周囲堤を設けた窪地貯留と地下貯留槽の併用:富士市立岩松北小学校(静岡県富士市)





周囲堤



A-A斯面図

放流施設の構造



(出典:東近江市HP 住宅用雨水貯留施設設置奨励金制度)→



### ◇地下浸透対策

□ 庁舎前広場に透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ等を配置:向日市役所(京都府向日市) 向日市では、市役所の敷地に透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチなどを設置し、市役所からの流出量ゼロを 目標にしています。また、市民の目にふれやすい場所に施設を設置することで、雨水貯留浸透事業の必要性や有 効性をアピールし、その普及促進効果もねらっています。



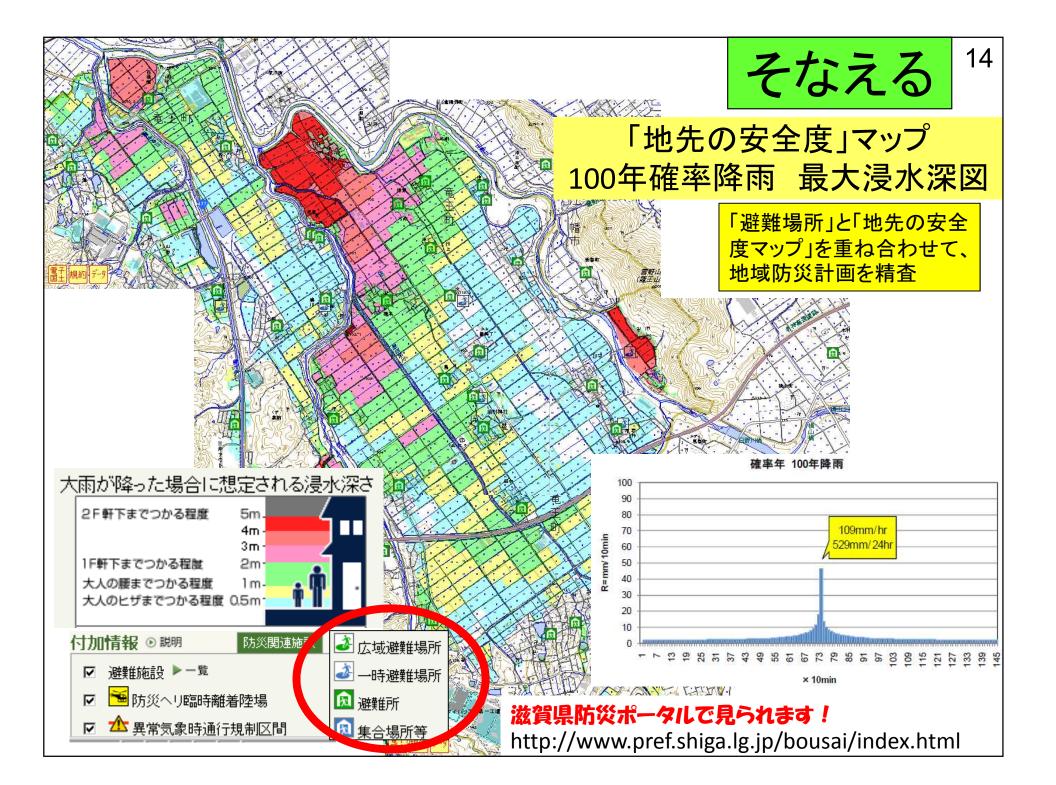


大型浸透ますの施工状況



完成した透水性舗装

(出典:(社)雨水貯留浸透技術協会「雨水貯留浸透施設の設置に対する支援措置のご紹介」)



## そなえる

### 何があっても命をまもる仕組み

~水害に強い地域づくり協議会、出前講座~





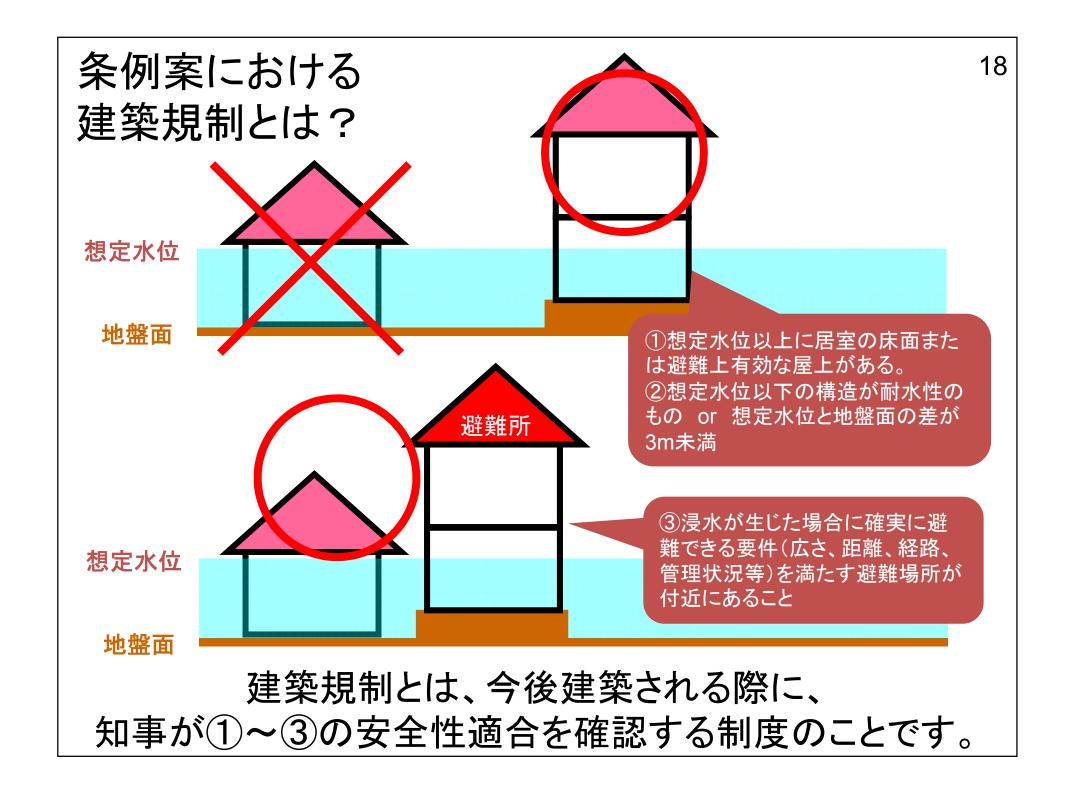
とどめる

17 「安全な住まい方」とは 平成22年撮影

〇2階建て家屋は 避難空間を確保

- ×平屋家屋は軒下まで水没
- ×逃げ遅れた場合、命にかかわる

昭和34(1959年)伊勢湾台風滋賀県近江八幡市水茎町

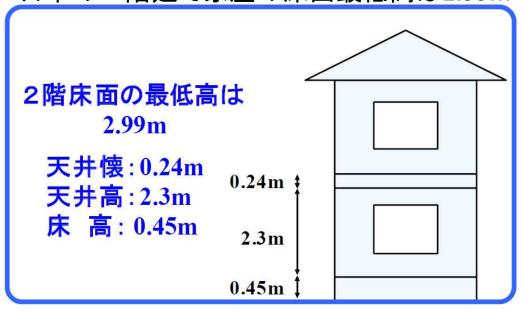


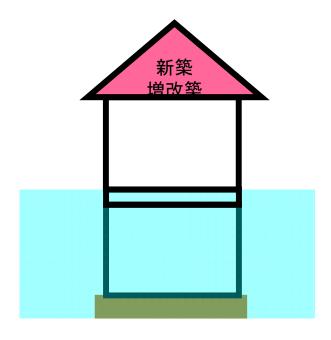


# どれだけ嵩上げする必要があるの?

(=2階の床面を想定水位より高くする)

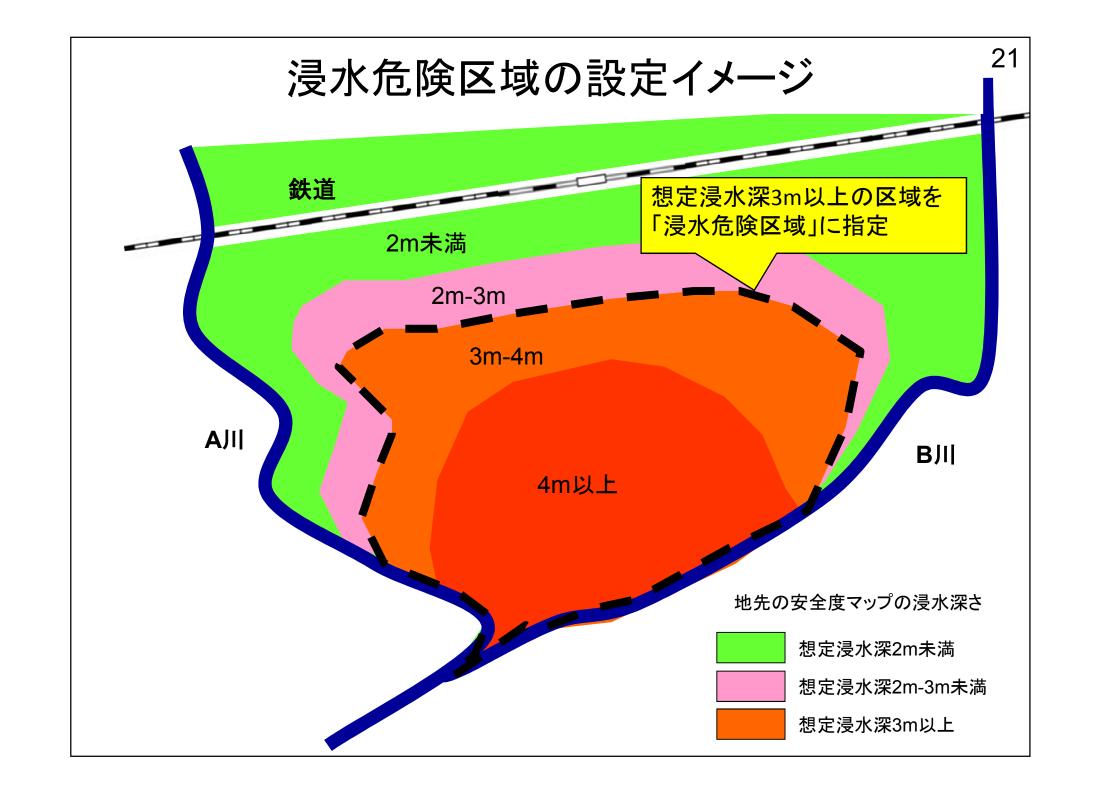
日本の二階建て家屋の床面最低高は2.99m





- ①1階床高は建築基準法により0.45m以上
- ②1階天井高は9割以上が2.3m以上
- ③ 天井懐は、低く設計しても0.24m
- ④ ①~③の合計は2.99m≒3.0m [洪水ハザードマップ作成の手引き(改訂版)p13 平成25年3月 国土交通省]

想定水位	嵩上げ高	
3mの場合	0.02m	
4mの場合	1.02m	



# 地先の安全度マップ(200年確率 最大浸水深図) 確率年 200年降雨 634mm/24hr 大雨が降った場合に想定される浸水深さ 2F軒下までつかる程度 3m· 1F軒下までつかる程度 大人の腰までつかる程度 大人のヒザまでつかる程度 0.5m<sup>-</sup> 1 7 13 19 25 31 37 43 49 55 61 67 73 79 85 91 97 103109115121127133139145

# 200年に一度の降雨とは

「200年確率 今後1年間に起こる確率	今後1年間に起こる確率	0.5%
の降雨」が	今後30年間に起こる確率	14.0%
	今後100年間に起こる確率	39.0%

### 3世代









琵琶湖西岸断層帯 北部の、今後30年 以内の地震発生確 率は1%から3%

3世代に1世代は、命に係わ る危険性のある水害に遭遇 するおそれがある。

### 区域指定の手順

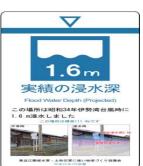
かならず水害に強い地域づくり協議会での検討を経てから、区域指定がおこなわれます。

### 条例制定

### 水害に強い地域づくり協議会

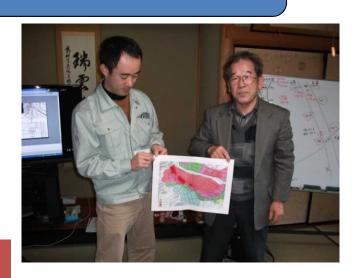
地先の安全度マップをふまえ、避難場所の選定、安全な避難経路、避難 のタイミングなど、地域の特性を踏まえた避難・警戒体制等の検討







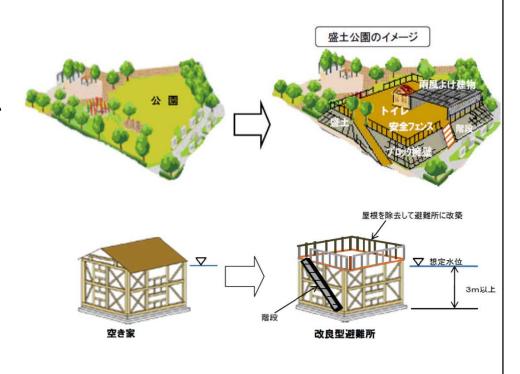
区域指定



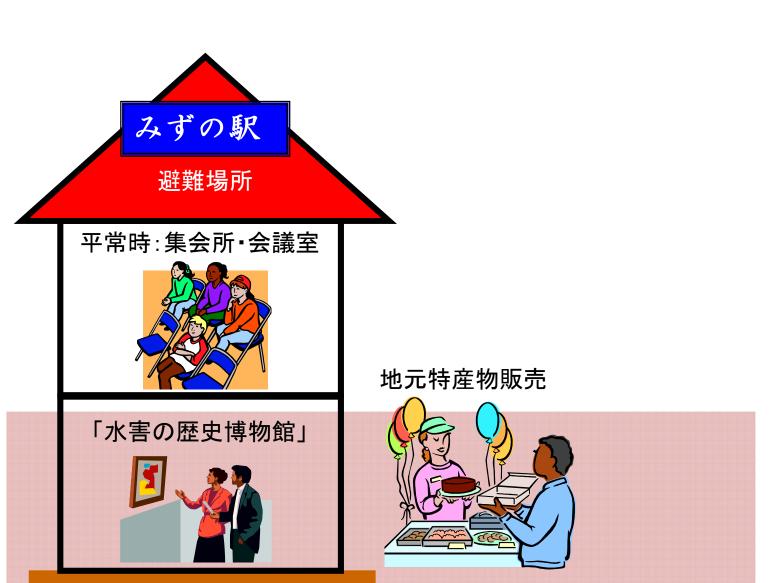
# 検討中の支援制度

- 宅地嵩上げ浸水対策 促進事業
  - 「浸水危険区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC、ピロティ等工事の費用を助成
  - 想定水位 3m以上 宅地嵩上げで換算 3m以上

- 避難場所整備事業
  - 「浸水危険区域」に対し て有効な避難場所の新 設(改築含む)



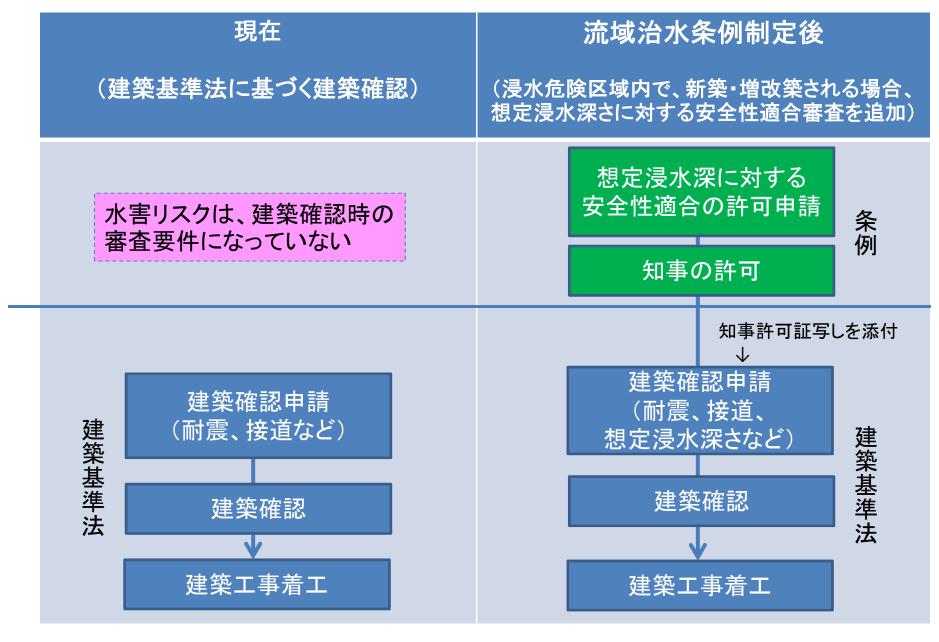
# まちづくりへの利用



地盤面

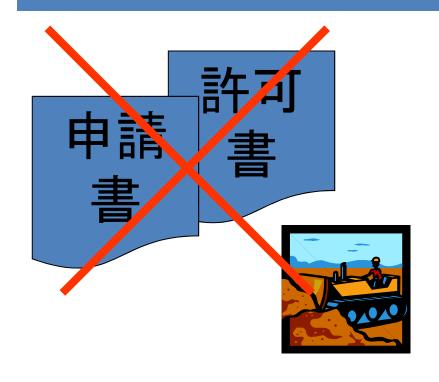
想定水位

# 建物を建てる際の手続



# 罰則となる場合

許可を受けずに建築物を建築・工事に着工した場合



虚偽の申請・報告・ 届出・答弁をした 場合

